

平成 2 7 年 4 月  
定 例 教 育 委 員 会 会 議

会 議 録

平成 2 7 年 4 月 2 8 日 開 催

# 会 議 録

開催日時	平成27年4月28日（火）		午後1時30分 開会 午後2時32分 閉会																								
場 所	旭川市教育委員会 会議室																										
出席者	委 員	委員長 金丸 浩一、 <small>委員長職務代理者</small> 金谷 和文、委員 中島 智子 委員 滝山 義之、教育長 小池 語朗																									
	事務局	説 明 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校教育部長</td> <td style="width: 33%;">田澤 清一</td> <td style="width: 33%;">社会教育部長</td> <td style="width: 33%;">高橋 いづみ</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>田上 和敏</td> <td>社会教育部次長</td> <td>森山 素子</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>金子 圭一</td> <td>文化振興課長</td> <td>谷口 達治</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>片岡 晃恵</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校施設担当課長</td> <td>佐瀬 英行</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長</td> <td>林上 敦裕</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	学校教育部長	田澤 清一	社会教育部長	高橋 いづみ	学校教育部次長	田上 和敏	社会教育部次長	森山 素子	学校教育部次長	金子 圭一	文化振興課長	谷口 達治	学校教育部次長	片岡 晃恵			学校施設担当課長	佐瀬 英行			教職員担当課長	林上 敦裕		
		学校教育部長	田澤 清一	社会教育部長	高橋 いづみ																						
学校教育部次長	田上 和敏	社会教育部次長	森山 素子																								
学校教育部次長	金子 圭一	文化振興課長	谷口 達治																								
学校教育部次長	片岡 晃恵																										
学校施設担当課長	佐瀬 英行																										
教職員担当課長	林上 敦裕																										
事 務 局 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">教育政策課課長補佐</td> <td style="width: 33%;">松浦 宏樹</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 教育政策係</td> <td>鎌田 和宏</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>阿部 由里夏</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		教育政策課課長補佐	松浦 宏樹			同 教育政策係	鎌田 和宏			同	阿部 由里夏															
教育政策課課長補佐	松浦 宏樹																										
同 教育政策係	鎌田 和宏																										
同	阿部 由里夏																										
傍 聴 者	0人																										
公開・非公開の別	一部非公開																										
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 平成27年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について</li> <li>・議案第2号 旭川市教科書選定委員会の構成及び委員の選任方法について</li> <li>・議案第3号 旭川市社会教育委員の委嘱について</li> <li>・議案第4号 旭川市科学館協議会委員の任命について</li> <li>・報告第1号 平成27年度一般会計予算の補正（臨時代理）について</li> <li>・報告第2号 旭川市立学校職員の訓戒措置（臨時代理）について</li> <li>・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について</li> <li>・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について</li> </ul> </li> <li>5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成27年第1回定例市議会の報告について</li> <li>(2) 旭川市社会教育基本計画の策定概要について</li> </ol> </li> <li>6 その他</li> <li>7 閉会</li> </ol>																										

審 議 内 容

発 言 者	発 言 要 旨
<p>委 員 長</p> <p>学 校 教 育 部 長</p> <p>田上学校教育部次長</p> <p>学校教育部長</p> <p>富山学校教育部次長</p> <p>学校教育部長</p> <p>学校施設担当課長</p> <p>学校教育部長</p> <p>社会教育部長</p> <p>博 物 館 長</p> <p>社会教育部長</p> <p>公民館事業課長</p> <p>社会教育部長</p> <p>中央図書館長</p> <p>社会教育部長</p> <p>科 学 館 長</p> <p>社会教育部長</p>	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成27年4月定例教育委員会会議を開会いたします。議事に入ります前に、4月の定期人事異動で異動、昇任された課長職以上の方がいらっしゃいますので、御紹介いただきたいと思ひます。</p> <p>平成27年4月1日付けで異動、昇任のありました、学校教育部の課長職以上の職員につきまして、御紹介申し上げます。</p> <p>田上学校教育部次長です。なお、学務課長の事務を取り扱っております。（一礼後、一言挨拶。）</p> <p>富山学校教育部次長です。なお、学校保健課長の事務を取り扱っております。（一礼後、一言挨拶。）</p> <p>佐瀬学校施設担当課長です。なお、適正配置担当課長を兼務しております。（一礼後、一言挨拶。）</p> <p>以上でございます。</p> <p>続きまして、社会教育部でございます。</p> <p>平成27年4月1日付けで社会教育部長に就任いたしました高橋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>社会教育部の課長職以上の職員を御紹介いたします。</p> <p>瀬川博物館長次長待遇です。（一礼後、一言挨拶。）</p> <p>阿部公民館事業課長です。（一礼後、一言挨拶。）</p> <p>杉山中央図書館長です。（一礼後、一言挨拶。）</p> <p>伊藤科学館長です。（一礼後、一言挨拶。）</p> <p>以上で、紹介を終わらせていただきます。</p> <p>なお、議事に関わらない職員につきましては、退席させていただきます。ありがとうございました。それでは、学校教育部、社会教育部含めて本日の議事に関わらない方は御退席ください。ありがとうございました。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>《会議録署名委員》</p>
<p>委 員 長</p>	<p>本日の会議録署名委員は、金谷委員、小池教育長を指名します。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>《 前 回 会 議 録 》</p>
<p>委 員 長</p>	<p>会議録ですが、平成27年3月定例教育委員会会議（平成27年3月27日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認することによろしいですか。</p>
<p>各 委 員 長</p> <p>委 員 長</p>	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成27年3月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>

《 審 議 事 項 》

委 員 長

それでは、審議事項に入ります。

議案第3号「旭川市社会教育委員の委嘱について」、議案第4号「旭川市科学館協議会委員の任命について」、報告第2号「旭川市立学校職員の訓戒措置（臨時代理）について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。

各 委 員  
委 員 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市社会教育委員の委嘱について」、議案第4号「旭川市科学館協議会委員の任命について」、報告第2号「旭川市立学校職員の訓戒措置（臨時代理）について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

議案第1号「平成27年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について」、説明願います。

片岡学校教育部長

議案第1号「平成27年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について」、説明します。

まず、「1趣旨」についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、毎年、教育委員会に義務付けられている教育委員会の事務に関する点検・評価を行い、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていきたいと考えております。

次に、「2点検・評価の対象」についてです。「教育委員会の活動状況」と「旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画における施策・事業等の実施状況」の2つを点検・評価の対象としております。

次に、「3点検・評価の方法」についてです。「教育委員会の活動状況」については、法に規定されている教育委員会の事務に沿って、実施状況を総括し、課題等を踏まえた今後の在り方を明らかにしてまいりたいと考えております。

「旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画における施策・事業等の実施状況」に関して、旭川市学校教育基本計画においては、今年1月の改訂により新たに設定しました4つの成果目標について、成果指標により達成状況を把握するとともに、主な取組の実施状況においては、評価指標等を参考にしながら各施策事業の進捗状況を点検・評価してまいります。

また、旭川市社会教育基本計画については、これまで同様、主な取組や各施策事業等の実施状況を点検・評価してまいります。

いずれの基本計画につきましても、成果や課題等を把握し、今後の取組の方向性を明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、「4学識経験者の意見聴取」についてです。教育委員会が行った点検・評価の結果について、昨年度同様、学識経験者から意見を聴取してまいります。

次に、「5点検・評価の結果に関する報告書の作成等」についてです。前年度における施策・事業の点検・評価の結果でありますことから、市議会での平成26年度決算審査との時期的な整合を図ることや、その結果を平成28年度の事業構築・予算編成作業に反映させていくという観点を踏まえ、議案第1号資料にありますとおり、9月に開会されます第3回定例

		<p>市議会に提出を予定しております。このため、報告書案につきましては、8月の定例教育委員会会議において付議し、御審議いただきたいと考えております。</p> <p>最後になりますが、学校教育においては、子どもたちのための教育として、各施策の取組がどこまで進んだのかを確認するといった観点を持ち、また、社会教育においては、市民のための生涯学習として、各施策の取組がどこまで進んだかを確認するとともに、今年度は、次期旭川市社会教育基本計画を策定いたしますので、到達点である評価指標についてどういう工夫が必要なのかといった観点も持ちながら、教育委員会の事務に関する点検・評価に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
委員	長	<p>議案第1号「平成27年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>学校教育部と社会教育部では、少し方向が異なる部分があると説明がありました。けれども、これまでも、行ってきていますよね。</p>
教育	長	<p>前回も、できれば両部が成果指標の取上げ方や、着眼点をできるだけ共通化するべきだと申し上げていますが、今回もそういった点に留意しながら報告書を作成する、ということをお願いしたいと思います。</p>
委員	長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p>
各委	員	<p>それでは、議案第1号「平成27年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各委	員	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「平成27年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について」は、原案どおり決定します。</p>
田上学校教育部	次長	<p>次に、議案第2号「旭川市教科書選定委員会の構成及び委員の選任方法について」、説明願います。</p> <p>議案第2号「旭川市教科書選定委員会の構成及び委員の選任方法について」、説明します。</p> <p>旭川市教科書選定委員会は、旭川市教科書選定委員会条例の規定により、教科書の採択について必要な事項を調査、研究することを目的として設置するものであり、今年度は、平成28年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書採択を行うことから、本日は、この選定委員会の構成及び委員の選任方法についての御審議をお願いします。</p> <p>選定委員会の構成は、条例の規定により、1号委員は校長及び教員56人、2号委員は学識経験を有する者14人、3号委員は委員会事務局の職員5人で、計75人とされております。</p> <p>また、委員の選任方法は、1号委員のうち、校長は旭川市中学校長会に、教員は各中学校長に対し推薦依頼を行い、56人の選任案を委員会事務局で作成いたします。2号委員の内訳は、大学教授3人、保護者6人、教育研究機関職員1人、社会教育委員1人、小学校長2人、高等学校長1人とし、大学教授は北海道教育大学旭川校及び旭川大学に、保護者は旭川市PTA連合会に、教育研究機関職員は上川教育研修センターに、社会教育委員は旭川市社会教育委員会に、小学校長は旭川市小学校長会に、高等学校長は北海道高等学校長協会道北支部にそれぞれ推薦依頼を行い、14人の選任案を委員会事務局で作成いたします。3号委員については、教育指導課の指導主事とし、5人の選任案を委員会事務局で作成いたします。</p> <p>なお、資料にありますとおり、この選任案を5月の定例教育委員会会議で御審議いただき、選定委員を任命します。合わせて、採択方針、選定委員会への諮問内容及び採択結果等の公表方法についても御審議いただき、6月から7月中旬にかけて、選定委員会及び小委員会を開催するとともに、教科書展示会を中央図書館及び神楽図書館で開催します。</p>

委員	長	<p>7月下旬に選定委員会から答申を受け、8月の定例及び臨時教育委員会会議で、各小委員会委員長から答申内容の説明、調査研究結果の報告を行い、その後、教科書採択の御審議をいただく予定です。</p>
委員	長	<p>議案第2号「旭川市教科書選定委員会の構成及び委員の選任方法について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
田上学校教育部長		<p>以前、選定委員会という名称について、選定という言葉が誤解を与える可能性があるため、名称の変更について検討してはどうかという話がありましたが、そういう予定はないのですか。</p>
委員	長	<p>今のところは予定していません。調査という名称が適切なのかなと思います。</p>
教育	長	<p>調査ないし調査選定委員会という言葉がありますが、選定という言葉は幅広い言葉であり、外から見ると選定委員会で選定しているように思われてしまいます。現行の選定委員会では教科書を絞るということまではせず、主要な職務は調査研究です。仕事を進める上では問題はないのですが、関心の高いことなので、もし、検討する余地があれば、外からの誤解を避けるという意味でもお願いしたいと思います。</p>
委員	長	<p>これは条例事項ですので、名称を変更するに当たっても、議会の議決を必要とするということも含め、なかなか厳しいハードルがあります。ただ、名称が体を表してないということであるとすれば、議員の方々の意向も、ある程度事前に聞き取りながら、今後検討していきたいと思います。</p>
各委員	長	<p>内部で検討された上で理解をいただければいいなと思います。</p>
各委員	長	<p>他に、御意見、御質問等がありますか。</p>
各委員	長	<p>ありません。</p>
各委員	長	<p>それでは、議案第2号「旭川市教科書選定委員会の構成及び委員の選任方法について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各委員	長	<p>異議ありません。</p>
各委員	長	<p>「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市教科書選定委員会の構成及び委員の選任方法について」は、原案どおり決定します。</p>
各委員	長	<p>次に、報告第1号「平成27年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告願います。</p>
各委員	長	<p>報告第1号「平成27年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告します。</p>
各委員	長	<p>本件は、平成27年第1回臨時市議会での補正を行ったものでありますが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に事務を処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。</p>
各委員	長	<p>議案書の11ページを御覧願います。末広小学校増改築費補正額590万円につきましては、労務単価の上昇を受け、賃金の急激な変動に対処するため、インフレライド条項を適用し、平成26、27年度の2か年工事としている末広小学校屋体工事契約の契約額を見直し、適正な請負代金に変更しようとするものであります。</p>
各委員	長	<p>以上の補正につきまして、平成27年第1回臨時市議会に提案したものであります。学校教育部からは以上になります。</p>
各委員	長	<p>続きまして、社会教育部が所管いたします補正予算について報告します。</p>
各委員	長	<p>「旧旭川偕行社大規模改修費」、補正額6万8千円につきましては、労務単価の上昇を受け、賃金の急激な変動に対処するため、インフレライド条項を適用し、旧旭川偕行社の保存修理工事の契約額を見直し、それにより生じた不足額について補正したものであります。</p>
各委員	長	<p>なお、補正額が6万8千円と少額になっていることにつきましては、今回のインフレライドの対象となる工事は平成26年度から28年度までの3か年の継続工事であり、全体での増額は720万円、このうち平成27年</p>

		<p>度の増額は311万9千円であり、インフレスライド対象の工事費としてはこの額が必要となりますが、重要文化財である旧旭川偕行社の保存修理工事では、建物を解体して損傷状況等を調査しながら修理内容や工法等を決定していくため、工事費や事業期間等が変動する要因がとて大きいことから、この変動に対応するための額を、毎年度予算計上しているところでもあります。今回のインフレスライドに当たりましては、この変動に対応する額305万1千円を充当した上で、不足する6万8千円について、補正したものであります。</p>
委員	長	<p>報告第1号「平成27年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各委員	員	<p>ありません。</p>
各委員	長	<p>それでは、報告第1号「平成27年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p>
各委員	員	<p>異議ありません。</p>
各委員	長	<p>「異議なし。」と認め、報告第1号「平成27年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
		<p>次に、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。</p>
片岡学校教育部	次長	<p>報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。</p>
		<p>平成27年4月1日付けから平成27年4月6日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第3号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。</p>
		<p>主なものとしたしましては、4月1日付けの平成27年度定期人事異動によるものと、臨時的任用職員、非常勤嘱託職員の任用によるものでございます。内訳といたしましては、教育委員会内で異動した職員が18名、昇任した者が17名、新たに教育委員会の配属となった者が21名、うち昇任した者が2名、新規採用職員が2名、再任用職員が13名でございます。また、異動及び新規に任用した臨時的任用職員が97名、非常勤嘱託職員が142名となっております。</p>
委員	長	<p>報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各委員	員	<p>ありません。</p>
各委員	長	<p>それでは、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p>
各委員	員	<p>異議ありません。</p>
各委員	長	<p>「異議なし。」と認め、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
		<p>《 報告事項 》</p>
委員	長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p>
		<p>報告事項（1）「平成27年第1回定例市議会の報告について」、報告願います。</p>
学校教育部	長	<p>報告事項（1）「平成27年第1回定例市議会の報告について」、報告します。</p>
		<p>平成27年第1回定例市議会は、平成27年2月20日から3月25日まで通算34日間を会期として開催され、補正予算等審査特別委員会、代表質問、大綱質疑、予算等審査特別委員会の総務経済文教分科会、予算等審査特別委員会の総括質疑の順番で審議がされ、ここでは学校教育部分と</p>

社会教育部分に分けて御説明申し上げます。

なお、代表質問については質疑・答弁のポイント、大綱質疑については質問の内容、予算等審査特別委員会の総務経済文教分科会については項目について、説明させていただきたいと思っております。

まず、代表質問が3月4日、5日の2日間開催され、教育委員会に関わる質問者は7人中6人となっております。学校教育関係については5人からの質問がございました。民主・市民連合の塩尻議員から、教育環境に関して、小学校1、2年生で実施しております30人学級の成果と3年生以上で実施する35人学級についての質問に対しましては、学習習慣や生活習慣の早期定着を図ることに大きな効果が現れているという評価を持ちながら、小学校低学年から中学年への円滑な移行を行うとともに、学力等の個人差が見られる傾向に対応して、それぞれの学年に応じた学力の定着などを図り、新年度は35人以下学級の取組を段階的に実施する旨を答弁しております。

また、学校の統廃合と施設の在り方に係る統廃合の見通し、改築予定校と学校施設整備に関する考え方についての質問に対しましては、適正配置計画の策定をする中で、市内を5つのブロックに分割し具体的な学校の統廃合などを示すブロック別計画の策定に着手する予定となっておりますので、小・中学校の統廃合は避けられないという認識を示した後に、長期的かつ全市的な観点から、バランスの良い学校配置の在り方を整理し、施設整備等を行っていくことが重要であるとの認識を示して答弁しております。

次に、自民・旭川会議の園田議員から、教育環境の充実に関して、大綱策定に当たっての市長の考え、総合教育会議で教科書採択の方針について、大綱に記載するかどうかの考えについての質問に対しましては、市長が、文部科学省の見解に沿った内容で答弁しております。

また、東旭川学校給食共同調理所の改築に係る地産地消、食育の考え方についての質問に対しましては、更に地産地消を推進するためには、システムづくりについて検討していき、食育につきましても、食を通じた交流や体験ができるよう環境の整備に向けて検討をしていく旨を答弁しております。

続いて、小・中学校の通学区域の見直しに係る質問に対しましては、適正配置計画の中で通学区域を見直す際には地域コミュニティとの整合性を、可能な限り図る旨を答弁しております。

最後に、小中連携・一貫教育の目的、旭川小学校はどのような学校を目指すのか、小中連携・一貫教育の全市的拡大の考え方に係る質問に対しましては、全市的拡大の考え方については、課題などもありますが、国の動向等を勘案しながら、ただいま策定中の、小中連携・一貫教育の基本的な考え方をまとめていく中で、主体性を持って義務教育9年間の教育活動に取り組むことができるようにしていきたい旨を答弁しております。

次に、公明党の室井議員から、教育行政に関して、教育委員会制度の変容に対する教育長の決意に係る質問に対しましては、市長との連携を強化し、教育行政の方向性を共有する中で更なる充実を図ってまいりたい旨を答弁しております。

また、廃校になった小・中学校の跡利用と、その所見に係る質問に対しましては、学校が地域において果たしている役割を十分に踏まえ、地域住民の理解を得ながら、引き続き廃校校舎の跡利用の実現に向けて取り組んでまいりたい旨を答弁しております。

その際、地域との合意は困難を極めると考えるが、どのように合意を得ていくのか見解を示せ、また、適正配置を進めていく中で、特に市教委として留意している点は何かという質問に対しましては、学校やその地域の実情など、個々の学校の状況に合わせ、統廃合の必要性について十分な共通理解と協力を得て適切に対応してまいりたい旨を答弁しております。

続いて、高等支援学校についてどのような学校を考えているのかという質問に対しましては、福祉介護に関するもの、環境・流通サービスに関するもの、食品加工・飲食サービス、家具・クラフトなどに関するものなどを道教委に対して提案している旨を答弁しております。

最後に、(仮称)総合子ども・教育センターにおいて、子育て支援部とどのように連携するのかという質問に対しましては、現状や課題を共有しながら、効果的な事業の構築、あるいは関係職員の事前研修などによって子育て支援部と連携を図りたい旨を答弁しております。

次に、日本共産党ののちや議員からは、教育行政方針に関して、教育委員会制度改革に係る市長と教育長からの見解を求めたいという質問に対しましては、市長と教育長がそれぞれの立場で互いに整合性がとれた形での答弁をし、また、対話やアンケートなどを通じて保護者・子ども・教職員・住民の要求や不満をよくつかみ、教育行政に反映させていく教育委員会にすることが大事なのではないかとという質問に対しましては、御指摘のとおりという形で答弁しております。

次に、学力の向上と少人数学級に係る財務省の40人学級に戻すということについての質問に対しましては、本市においては、少人数学級による取組が望ましいという認識を示し、また、旭川市の少人数学級の今後の展開に係る質問に対しましては、小学校1、2年生の30人学級編制事業を継続するとともに、35人学級編制については段階的に実施をしていきたい旨を答弁しております。

次に、就学助成制度に係る旭川市就学助成制度検討懇話会の提言はどうか反映されたのかという質問に対しましては、新たな助成費目として、PTA会費を予算計上したこと、クラブ活動費、生徒会費については、財政状況を見ながら可能な限り早い時期に加えることができるよう努力してまいりたい旨を答弁しております。

次に、児童生徒の様々な悩みに応える取組に係るスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の方向性についての質問に対しましては、財政状況も踏まえながら検討してまいりたい旨を答弁しております。

次に、高等養護学校の旭川設置に係る特別支援学校、特別支援教育の充実と高等支援学校までの一貫した体制、オール旭川の支援体制についての質問に対しましては、(仮称)道北圏高等支援学校を支える会を設置したところでございますが、その具体的活動については、今後検討してまいりたい旨を答弁しております。

次に、いじめや暴力の根絶に係る質問に対しましては、児童生徒会によりますいじめ撲滅宣言やいじめゼロ運動など、各学校独自の取組を学校ホームページで広く保護者や地域住民に発信し、情報通信機器を適切に使用する上でのモラルの育成、さらに教職員に対しましては、各種研修会や校内研修を通し、対応力を高め、適切な指導が行われるようにしてまいりたい旨を答弁しております。

最後に、平和教育に関して学校教育、社会教育は、どのような対応が求められているのかという質問に対しましては、戦後70周年の節目に当たって、平成27年度においては、学校教育、社会教育の理念や目標に一層思いをはせて、教育行政にまい進しなければならないと考えている旨を答弁しております。

次に無党派Gの金谷議員から、教育行政に関して、小中一貫教育に係る質問に対しましては、現在策定中の小中連携・一貫教育の基本的な考え方などを踏まえて、学校現場の現状を把握し、学校や地域などと連携しながら、着実に取り組んでまいりたい旨を答弁しております。

次に、保護者や地域住民の参画と教育力向上に係る保護者や地域住民の参画をどのように進めていくのか、地域の職業人や専門家の教育力の活用についての質問に対しましては、学校自らが、地域まちづくり推進協議会

への参画を促進するなど、学校、家庭、地域の連携を強化し、外部人材の活用も図って、引き続き取り組んでまいりたい旨を答弁しております。

次に、確かな学力に係るその取組と成果、学力向上はどういう内容で判断するのかという質問に対しましては、これまでの取組について答弁しております。また、教員の熱意について、熱意がないのではないかという質問に対しましては、教員の使命感あるいは熱意が不足しているとは考えてはいないが、今後とも引き続き教員のモチベーションを高める取組を行ってまいりたい旨を答弁しております。

次に、不登校への対策に係る児童生徒の状況を、どのように把握し、対応しているのか、不登校に早期に対応するため市教委はどのようにしていくつもりなのかという質問に対しましては、今後専門家の助言などもいただきながら、他都市の事例なども調査研究してまいりたい旨を答弁しております。

続きまして、大綱質疑に入ります。大綱質疑に関しましては、3月6日、9日の2日間開催され、質問者は8人おりました、そのうち学校教育関係では5人の方から質疑がございました。

主な質疑内容について説明いたします。無所属の山城議員からは、困り感のある子どもたちを支援する補助指導員に関して、補助指導員の配置と成果、学校現場の様子をどのように把握し、現場の声をどのように拾っているのか、旭川市学校教育基本計画の見直しで、その対応はどのようになるのか、平成27年度は何人増員か、平成30年度までの3年間で年間8人ずつの増員は可能か、これまでどのような予算折衝をしてきたのかという質疑がございました。

また、学校司書配置の成果と課題に関して、配置については、各学校1人配置を望んでいるのではないかと、教育委員会はそうした声を聴いているのか、現状の拠点校方式を含めた配置を到達点としているのか、各校1人配置に向けた具体的な計画を持つべきと考えるがどうかという質疑があり、また、課題解決の方法としての御提案もいただいたところでございます。

次に、無所属の久保議員から、子どもの貧困防止対策に関して、旭川市における現状、各事業の連携と協力体制の構築について、学校として、どのような視点を持って、子どもの貧困防止に取り組んでいくのかといった見解をただす質疑がございました。

次に、日本共産党の石川議員から、(仮称)総合子ども・教育センターについて、中央中学校との連携について質疑がございました。

次に、無党派Gの金谷議員から、小中連携・一貫教育推進費について、むし歯予防対策費について質疑がございました。

民主・市民連合の松田ひろし議員から、政策課題に関して、情報モラルの育成について質疑がございました。

以上が大綱質疑に関わるものでございまして、次に、予算等審査特別委員会総務経済文教分科会での質疑ということになります。

項目のみ御報告させていただきますが、民主・市民連合の笠木委員から、東旭川学校給食共同調理所の改築について、小中連携・一貫教育推進費について、旭川小学校増改築費について質疑がございました。自民・旭川会議の宮本委員から、小中連携・一貫教育推進費について、高台小学校PFI整備費について、旭川小学校増改築費について、30人学級編制費について質疑がございました。公明党の中野委員から、不登校・いじめ相談室運営事業について質疑がございました。日本共産党の石川委員から、スクールカウンセラーについて、就学助成制度について、給食費納入確約書について質疑がございました。市民クラブの福居委員から、教科書採択について質疑がございました。無所属の藤澤委員から、小中連携・一貫教育推進費について、学校図書館活性化推進費について、各種大会選手派遣等推進費について、特別支援教育推進費について、30人学級編制費につ

いて、35人学級編制費について、給食設備整備費について、むし歯予防対策費について質疑がございました。無所属の久保委員から、スクールソーシャルワーカーについて質疑がございました。無所属の上村委員から、情報教育設備整備費について、国有地借上費について質疑がございました。自民・旭川会議の佐藤委員から、学校給食の中国産食材について、35人学級編制費について質疑がございました。公明党の室井委員から、農政部所管の関連で、冬期野菜生産技術調査研究事業について質疑がございました。民主・市民連合の松田ひろし委員から、中央中学校建設費について、中央中学校整備費について質疑がございました。

続きまして、社会教育部関係になります。社会教育部関係では、平成27年2月20日、23日、24日の3日間で補正予算等審査特別委員会が開催されまして、質問者が11人おりました、そのうち1人の方から質疑がございました。日本共産党の石川委員からは、中央図書館の光熱水費に関して、電気やガス料金の値上げに係る補正についての質疑がございました。

次に、代表質問に移りますが、日本共産党ののちや議員から、教育行政方針に関して、社会教育関連ということで、旭川らしい自主文化の発展を支援していくことに係る質問に対しましては、今後とも、地域に根付いた文化芸術活動が展開されるよう、発表の場づくりや機会の拡充、事業への支援を行い、協働による事業の実施など、市民文化の振興に取り組んでまいりたい旨を答弁しております。

また、平和教育については、先ほど学校教育の方で関わりのある質問がございましたので、本資料の11ページ、12ページの学校教育部所管の答弁要旨の中で記載させていただいております。

次に、無党派Gの金谷議員から、教育行政に関して、市民の文化芸術活動の拠点について、市民文化会館に係る文化会館の大規模改修、実施設計の予算がなぜ計上されなかったのか、また、庁舎の整備計画との関連性についての質問に対しましては、改修に係る基本計画の策定や基本設計を進めているところではありますが、この作業の中で、新たに、耐震に関する対策や、利便性向上に関する工事、建設資材等の高騰などにより、工事費が大幅に増えることなどが想定されたため、工事内容や手法について、精査をすることが必要と考えている旨を答弁しております。

次に、自民連合の武田議員から、公民館活動に関して、ICTの活用、あるいは、「活きた公民館」となるための課題に係る質問に対しましては、これまでの取組状況について述べた後、学習成果を地域や社会に還元できる仕組みづくりや、人材育成が公民館の今後進めていかなければならない取組である旨を答弁しております。

大綱質疑については、社会教育部の所管に関わる質疑はございませんでしたので、続いて、予算等審査特別委員会総務経済文教分科会についての内容になります。市民クラブの福居委員から、中央図書館駐車場確保事業について、科学館特別展について、科学館の敷地内にあるトンボ類の生息状況等の観察を行うトンボ池について、公民館補修費について質疑がございました。無所属の上村委員から、図書館月曜日開館について、文化芸術事業補助金について質疑がございました。日本共産党の小松委員から、文化会館の改修について質疑がございました。民主・市民連合の松田ひろし委員から、公民館活動について、生涯学習について、文化財保存費について質疑がございました。

なお、予算等審査特別委員会の総括質疑については、教育委員会の所管に関わる質疑はございませんでした。

以上概括で説明申し上げまして、非常に分かりづらいところもあったと思いますが、資料として御一読いただければありがたいと思います。

ありがとうございました。ただいま、概要についての説明がありました。委員 長 ありがとうございます。ただいま、概要についての説明がありました。委員 長 ありがとうございます。ただいま、概要についての説明がありました。

	<p>16ページの山城議員の大綱質疑について、困り感という言葉は何となく分かりますが、困り感のある子どもとは何か正式な言葉や、何か定義などはされているのですか。それとも、慣例的に使っている言葉なんですか。</p>
金子学校教育部長	<p>慣例的に使われるようになってまして、特別支援教育という考え方に変わったときから、単なる障害を抱えた子ではなくて、育ちの中で十分発達していないような部分を、困り感としています。</p>
委 員 長	<p>いわゆる、普通学級、特別支援学級という枠を超えて、誰が困るんですか、教員ですか。</p>
金子学校教育部長	<p>いわゆる、子ども自身が自覚する部分と、保護者が育てていく中で、ちょっと十分でないなど感じたりするという部分でみています。</p>
委 員 長	<p>では、教師か、保護者ということですか。</p>
金子学校教育部長	<p>そうです。</p>
委 員 長	<p>子どもが学習したり、生活したりするときに、首をかしげたりというような概念ではないのですか。</p>
金子学校教育部長	<p>そういう部分も含まれています。子ども自身が、自覚できるかどうかという部分もあるのですが、例えば、何度も繰り返し宿題を忘れてしまい、どうも困る、という部分も困り感と言っています。</p>
委 員 長	<p>非常に幅の広い言葉として定着していますよね。よく聞く言葉であります。きちんとした教育用語として、認められているのかが以前から気になっていました。</p>
金子学校教育部長	<p>なかなか自覚できるものでもないですし、保護者や教師も、本当に困っているかどうか分からないという部分があって、それを見付けるために、当てはまるか当てはまらないかをチェックして、この子にはこんな困り感があるんじゃないか、といったようなことを確認するチェックリストがあります。</p>
委 員 長	<p>それは、文部科学省などが、指導書や解説書を含めて作成した、困り感のある子どもチェックリストなどを使っているのですか。</p>
金子学校教育部長	<p>どのようなものを使っているのかは、確かめないと分からないのですが、10年ぐらい前から、使っています。</p>
委 員 長	<p>よく耳にしますし、議会にもこのような形で出てくるので、一定の定義付けがなされた言葉だと思い、質問させていただきました。今後、何か分かったら教えてください。</p>
金子学校教育部長	<p>分かりました。</p>
委 員 長	<p>他に、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
委 員 長	<p>それでは、報告事項（1）「平成27年第1回定例市議会の報告について」は、報告を受けたこととします。</p>
	<p>次に、報告事項（2）「旭川市社会教育基本計画の策定概要について」、報告願います。</p>
森山社会教育部長	<p>報告事項（2）「旭川市社会教育基本計画の策定概要について」、報告します。</p> <p>「旭川市社会教育基本計画」は、生涯学習行政の中核を担う社会教育行政が果たすべき役割と基本的取組を示したものでありますが、策定目的といたしましては、現在の基本計画の計画期間が平成27年度で終了することから、これまで毎年度実施してまいりました点検・評価や国の動きなどを踏まえまして、今後の社会教育行政の計画的な振興に向けて、その基本的な方向性と、それを実現するための具体的な施策を体系的に示すことを目的として、次期基本計画を策定しようとするものであります。</p> <p>基本的な考え方ではありますが、本市では、現行の第7次旭川市総合計画の考え方に沿い、生涯学習推進基本方針を策定し、各行政分野の施策や事業を通して、生涯学習振興に取り組んできたところでありますが、現在策</p>

<p>委員 各委員 委員長</p>	<p>定作業が進められています，平成28年度を始期とする，第8次総合計画の中で，5つあります基本目標の1つに「たくましく未来を拓く人材を育み，生涯を通じて学べるまちを目指します」との目標が設定されたことから，生涯学習社会の構築が，本市の目指すべきまちの方向性の1つとして示されたところであります。</p> <p>これを受けまして，次期旭川市社会教育基本計画につきましては，第8次総合計画に示された考え方に沿いまして，生涯学習社会の構築に向け，社会教育行政が果たす役割，具体的方策を整理してまいりたいと考えております。</p> <p>続きまして，次期基本計画の対象範囲といたしましては，社会教育行政の計画的な振興が目的であることから，社会教育部の施策を対象とし，計画期間につきましては，これまでの第7次総合計画が10年間でありましたが，今回の第8次総合計画は12年間の平成28年度から39年度までの計画となっていることや，旭川市学校教育基本計画が10年間の計画であることなどを踏まえまして，本計画期間につきましては，今後の検討の中で整理していくことといたします。</p> <p>次に，策定に関しての進め方についてですが，社会教育部内に課長レベルで構成する策定会議と，担当者レベルで構成する作業部会を設置して検討整理を行い，さらに社会教育委員会会議への諮問と答申を受けまして計画素案として取りまとめ，パブリックコメントの実施などを経て，最終案として取りまとめる予定としております。</p> <p>今後，作業を進めていきます中で，重要な決定を伴う場面におきましては，教育委員会会議で御審議，御決定をいただくこととなりますので，よろしくお願いたします。</p> <p>報告事項(2)「旭川市社会教育基本計画の策定概要について」，御意見，御質問等はありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは，報告事項(2)「旭川市社会教育基本計画の策定概要について」は，報告を受けたこととします。</p> <p>《 そ の 他 》</p>
<p>委員 各事務 委員長</p>	<p>他に，何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>《 秘 密 会 》</p>
<p>委員 委員長</p>	<p>ここからは，秘密会といたします。</p> <p>【以下，非公開】</p>